

第**2**章 計画の評価

1

計画の評価について

1 計画の構成

本計画では、4つの基本目標、11つの課題、32つの施策に関連する事業として、94つの事業を選定しました。そのうち47つの事業には、計画の最終年度（令和12年度）における推進状況の目安となる目標値を設定しています。また、6つの施策は、本計画期間の前期5年における重点取組に位置づけています。

2 評価方法

（1）行政内部自己評価

個々の事業の推進状況について、市の担当所管課がそれぞれ自己評価を行った上で、計画の4つの基本目標における11つの課題ごとに、「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議」（副市長を会長とし部長相当職で構成する市の内部会議。以下「推進会議」という。）で総合的な評価を行います。

評価	目標値設定事業（P.23～47）	取組事業（P.48～68）
A	目標値以上または推進率 100%	目標を達成した
B	推進率 60%以上 100%未満	目標に向かってかなり前進した
C	推進率 10%以上 60%未満	目標に向かって前進した
D	推進率 10%未満	目標に向かってほとんど前進できなかった

※事業番号 86「推進状況の把握と評価」では、A=10点、B=7点、C=4点、D=1点と換算したものを「推進レベル」として、実績値（94事業の推進レベルの平均値）を算出しています。

（2）外部評価

市民や学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」が、行動計画の推進状況の実績と上記（1）の行政内部自己評価を参考に、客観的な評価と提言を行います。

3 評価の視点

本計画の行政内部自己評価及び外部評価にあたっては、その事業をきちんと実施したかどうかという観点だけでなく、その事業が計画の基本目標や課題、施策の方向に照らして、男女平等参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して評価をしています。

基本目標ごとの視点

基本目標 1	社会の固定的な性別役割分担意識（男だから、女だから等）に捉われずに、家庭や教育、地域の場などで、男女平等・男女共同参画の意識の醸成や啓発が図られているか。ひとり親家庭や高齢者、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者など、困難な状況にある人々への支援を通して、それぞれの生活が安定し、自立を促す取組みが行われているか。
基本目標 2	男女問わず就職や再就職、起業に向けた支援を行うとともに、家事や子育て、介護等とともに担い、仕事と生活が調和できる社会環境を整備する取組みが行われているか。政策・方針決定過程への男女の参画など、あらゆる分野で男女の隔てなくバランスよく参画を推進しているか。
基本目標 3	配偶者や交際相手からの暴力（DV・デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為、性暴力・性犯罪等に対し、意識啓発や相談窓口の充実など、互いの性と人権を尊重する社会を創り、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みが行われているか。
基本目標 4	「女と男がともに生きる行動計画」の着実な推進や「TAMA女性センター」の機能充実と認知度向上に向けて、事業の充実や市民参画等の取組みが行われているか。

2

行政内部自己評価 総評

令和5年度は、令和3年度に改定した「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（以下、第4次行動計画）」の評価年度の3年目です。令和4年度から比較すると、全体として「A」評価が増えており、対象とする事業〔「目標値設定事業(47事業)」と「取組事業(47事業)」を合わせた94事業〕の評価を平均した全体としての推進レベルは、「8.2」から「8.6」に上昇しました。

障がい者、妊産婦、子育て支援の分野において、関連情報の提供、相談・支援の実施、サービスの利用促進等が図られたことにより評価を上げた事業が多く認められました。多様な保育サービスの提供など「D」評価が続いている事業もありますが、目標の達成に向けて取り組みを進めています。全体としては多くの事業で評価を維持もしくは評価を上げることができたことから、男女平等参画社会の実現に向けて推進していると考えます。

今後も、多摩市男女平等参画推進審議会からご意見をいただきながら、第4次行動計画のさらなる推進に向けて鋭意対応するものとします。

表1 評価対象事業全体における各評価の事業数(全94事業)

	A〔事業〕	B〔事業〕	C〔事業〕	D〔事業〕	推進レベル
令和4年度	61	19	4	10	8.2
令和5年度	67	15	6	6	8.6

基本目標ごとの評価内訳と内容については以下の通りです。

1 基本目標1 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

表2 基本目標1における各評価の事業数(全22事業)

	A〔事業〕	B〔事業〕	C〔事業〕	D〔事業〕
令和4年度	16	3	2	1
令和5年度	18	1	1	2

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の周知【1】においては、条例施行10周年を迎え、記念講演会やパネル展示の実施、「たまの女性」への特集記事の掲載など積極的に条例の周知を図りました。また、「障がい者の生活安定のための自立支援【15】」については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地域活動支援センターの日中活動の場としての需要が回復し、利用人数が増加したことで「A」評価となりました。一方で、「外国人の生活安定のための自立支援【18】」については、5類移行に伴い海外への渡航制限が解除されたことなどを要因として、日本語教室への参加者が減り、「C」から「D」評価となるなど、コロナの影響が様々な形で残る1年となりました。

※【】内の数字は事業番号を示す

2 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進

表3 基本目標2における各評価の事業数(全35事業)

	A〔事業〕	B〔事業〕	C〔事業〕	D〔事業〕
令和4年度	20	7	1	7
令和5年度	20	9	2	4

「妊産婦に対する家事支援サービスの充実【25】」や「子育てに関する情報の提供【27】」については、担当課において相談員（ワーカー）の人員が拡充されたこと等を背景に、訪問や手続きへの同行など子育てサービスの利用にも繋がるような、よりきめ細やかな支援が実施されたことにより、どちらも評価を上げました。

また、「D」評価が続いていた「市の行政委員会、附属機関等における男女平等参画の推進【46】」については、行政委員会、附属機関等における女性委員の比率が「41.3%」と前年度より1.3ポイント上昇したことを受けて、「C」と評価を上げました。

一方、「市職員一人当たりの年間超過勤務時間削減【45】」については、コロナ禍が明け、各課の事業が再開・増加したことに伴い時間数が前年度を上回ったことから、評価を一つ下げて「B」評価となりました。

3 基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

表4 基本目標3における各評価の事業数(全28事業)

	A〔事業〕	B〔事業〕	C〔事業〕	D〔事業〕
令和4年度	19	7	1	1
令和5年度	23	3	2	0

全体として「A」評価の事業数が増え、「D」評価は0となりました。

「子どもと家庭に関する総合的な相談・支援の実施【60】」及び「子育てに関する相談の実施【77】【78】」については、基本目標値2と同様、人員の拡充等を背景としたきめ細やかな支援の実施や関係機関との連携、市内保育所等での職員による児童虐待防止教育の実施等により、それぞれ評価を上げ「A」評価となりました。

また、「健康知識・情報を伝える健幸啓発事業【82】」、「民間事業者と連携した健幸啓発事業【83】」については、「健幸啓発情報誌「for40」」の全面改訂や、「健幸！ワーク宣言」の普及に向けた市内事業者の企業交流会の実施により、どちらも「A」評価となりました。

「D」評価が続いていた「配偶者暴力相談支援センター機構の検討【64】」についても、「女性支援法」の施行を受けて、TAMA女性センターがDV被害者をはじめ様々な困難を抱えた方の最も身近な相談先として支援の入り口の役割を果たせるよう、相談体制の整備や女性支援のハブとなるべく関係課との情報共有や連携強化に着手したことから、「C」評価となりました。

4 基本目標4 男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進

表5 基本目標4における各評価の事業数(全9事業)

	A〔事業〕	B〔事業〕	C〔事業〕	D〔事業〕
令和4年度	6	2	0	1
令和5年度	6	2	1	0

「TAMA 女性センターの認知度向上に向けた取組【90】」では、様々な地域や場所での事業実施や SNS による情報発信に努め、直近の世論調査において認知度も向上したことから、「D」から「C」に評価を上げました。

「計画推進状況の把握と評価【86】(全94事業の推進レベル平均値)」については、評価は「B」のまま変更はありませんが、平均値自体は上昇しています。

令和6年8月15日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市男女平等参画推進審議会
会長 中島 康 予

本審議会は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第20条2項2号に基づき、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」（以下「行動計画」という。）の令和5年度における実施内容及び進捗状況の評価を行い、意見をまとめました。

第4次行動計画がスタートしてから3回目の外部評価を行う令和6年度は、これまでの評価を積み上げ、改善について考察できる年度となります。また、本年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、新法が多摩市において有効に機能するような各種の取組を推進することが求められています。

そこで今年度の外部評価は、令和5年度の実績や行政内部の自己評価、また、これまでの外部評価を振り返り、個別・具体的施策の立案・執行に資する、短期・中長期的な体制づくりに焦点を合わせ、審議会として改めて重要と考える課題について項目を設定し、評価を行いました。

本評価で取り上げた内容を活用し、今後の多摩市における男女平等参画がより一層推進されるよう、引き続き市全体で取組を進められることを望みます。

記

1 評価の概要について

令和5年度の取り組みに対し、①情報発信のアウトリーチについて、②市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について、③女性の視点に立った災害対策と女性センターの役割についての3つの観点から評価を行いました。以下、項目ごとに評価結果を述べます。

2 評価の結果

①情報発信のアウトリーチについて

多摩市の情報発信ツールの代表的なものは、紙媒体の「たま広報」とWebサイトの「多摩市公式ホームページ」ですが、その他に現在は「多摩市公式LINE」、「多摩市公式X（旧Twitter）」、「YouTube 多摩市公式チャンネル」等SNSでの発信も増えています。こういったSNSを用いた情報発信は、紙媒体の広報を読む機会の少ない若年層にアプローチできるほか、必要なときに必要な情報に辿りつきやすいというメリットが

あり、インターネットで自分から情報を探しに行くことのできる市民にはとても便利なサービスと言えます。こうしたインターネットによる情報発信の推進については、過去の審議会においても度々議論されていますが、公式ホームページ等に掲載されている情報量や、SNSの積極的な活用について、多摩市は他自治体と比較しても決して低くない水準を維持していると評価できます。

ただ一方で、質の高い情報発信を行っているにも関わらず、それが必要な当事者に届いていないのではないかという懸念もあります。情報は一方的に発信するだけでなく、必要とする層に届けるためアウトリーチを工夫していくことも重要です。

例えば、TAMA女性センターは、さまざまな悩みを抱えた女性の最初の相談先としての役割を担っていますが、女性センターで行っている「女性を取り巻く悩みなんでも相談」や「女性のための法律相談」等は、女性センター自体の認知度と同様、十分に認識されているとは言い難い状況です。認知度向上の方策として、これまでの公式ホームページやSNSを通じた情報発信に加えて、例えば、市内の子ども食堂やフードバンクを通じてチラシを配布する等、あえてアナログな手法を使って情報提供を行うことも有効な手段と考えます。困りごとを抱えた当事者だけでなく、その場に集まる支援者や周囲の方にも知ってもらうことで、相談への後押しをしてもらい、その先の支援に繋がることも期待できます。このように、さまざまな年代や属性の方が集まる場に積極的に出向き、相談窓口や支援の情報を伝えることもご検討ください。

また、市民課の窓口で離婚届を提出した方に対し、ひとり親支援のリーフレットをお渡しする等、必要とする可能性が高いタイミングで情報提供することも、漏れのない支援につながると考えます。

昨年度の審議会で行った所管課へのヒアリングでは、妊産婦の方に対する支援について、「出産から成長期を含めて切れ目のない支援」として、乳児健診時などの機会に保護者へ丁寧な聞き取りを行い、そこから必要な支援や機関につなげるといったアウトリーチを行っていることがわかりました。また、ひとり親世帯や生活困窮者、高齢者等、生活についてお困りの方が市の窓口で相談にいらした際は、相談者から承諾をいただいたうえで、部署や機関をまたいで横断的に情報共有し、全体でフォローができる体制が整っているということを確認できました。

一方で、令和5年度の世論調査では、悩みや不安を相談することへのためらいを感じる方が約40%、ためらう理由として、行政や支援機関等への相談のハードルの高さが約25%という結果も出ています。困難を抱えていても、市の相談窓口を訪れえない方に対して、市はどのように把握し支援を届けることができるのか、ご検討いただき、必要な情報が必要な人に届くよう、また、必要な支援に繋がるよう、引き続き情報発信のあり方・方法をめぐる工夫に努めてください。

【主な関連事業・施策】

- 事業 13 ひとり親家庭の生活安定のための自立支援
- 事業 25 妊産婦に対する家事支援サービスの充実
- 事業 90 TAMA女性センターの認知度向上に向けた取組

②市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について

国の男女共同参画基本計画において、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」は一貫して課題となっています。つまり、重要事項の意思決定を行う場に女性が少ない状況が続いているということです。それは、社会の中で女性リーダー層がいまだ不足していることを意味し、女性リーダーの育成が重要な課題であることは明らかです。

市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率を高めることは、意思決定に関わる女性を増やすことそのものでもあり、女性リーダーを育成することにもつながります。しかしながら、市の女性委員比率については、第4次行動計画以前からなかなか改善が見られず、第4次行動計画においても横ばい状態が続いたことから、令和3年度、4年度と続けて外部評価の課題として取り上げ、指摘してきたところです。

こうした指摘を受けて、市も女性委員比率の低い審議会等における改善のための留意事項等を全庁に示し、各課においても女性委員比率の向上に取り組んだ結果、令和5年度については、前年度の40%から「1.3%」上昇して「41.3%」となり、評価が「D」から「C」へと1段階向上したことは、市の努力の表れであると評価します。

しかし、委員会ごとの内訳を見ると、例えば防災・消防関係や都市計画、都市基盤といった分野では依然として男性委員の割合が高く、逆に福祉関係や教育関係の分野では女性委員の割合が高い等、分野によって男女比に偏りが生じていることがわかります。

そうした中、防災安全課の所管する「多摩市国民保護協議会」について、令和4年度は「職指定以外の委員」が0%でしたが、令和5年度は定員3名中2名が女性委員となりました。また、同じく防災安全課の所管する「多摩市防災会議」についても、「職指定以外の委員」の2名中2名に女性委員が任命されています。

どちらの会議体も全体に占める女性委員の割合は低いものの、緊急時の国民・住民保護のための対策や防災対策関係の議論の場に、いわゆる充て職ではない、「職指定以外の委員」として、学識経験者である2名の女性が参加していることは、避難所運営等、男女双方の視点が必要不可欠な施策に女性の意見が取り入れられるという点で大変に意義のあるものだと考えます。

所管部署である防災安全課によれば、「職指定の委員」（充て職）については、消防や警察などの役職者を任命することとなっており、どうしても全体の男性比率が高くなってしまふことが予想されるため、「職指定以外の委員」については、なるべく女性委員を任命できるよう心掛けており、具体的には、委員になっていただけそうな防災分野の女性を日ごろの業務の中で探し、お声掛けをしているとのことでした。全国的に女性参画の少ない分野ですが、できるだけ男女比率が均衡に近づくよう配慮し、工夫しているということがわかりました。また、女性委員が増えたことの好事例として、「防災会議」に市内の自主防災組織代表である女性委員が参加したことにより、防災に関する女性目線の意見が施策に活かされているとのことでした。

行政委員会等において女性委員を積極的に登用し、男女比を均衡に保つことは、民意を的確に市政に反映できるだけでなく、新たな発想と多様な意見を受け入れることによる市の施策の質の向上につながることは、かねてより指摘しているところです。上記の

防災安全課の取組をひとつの優れた事例とし、引き続き、目標達成に向けた取組を進めてください。

【主な関連事業・施策】

事業４６ 市の行政委員会、附属機関等における男女平等参画の推進

③女性の視点に立った災害対策と女性センターの役割について

本審議会は、平成３０年度に「災害時における TAMA 女性センターの役割に関する提言」を提出しました。そこでは防災のみならず、他の地域で起きた災害を多摩市や多摩市民が支援するにあたって、「女性の視点」が大きな意味を持つことを盛り込みました。その提言で示したことの重要性は、現在においても、ほとんど変わっていないと考えます。市には、提言を受けて、「改善されたこと」、「改善できなかったこととその理由」を改めて精査し、今後の方向性を考えていただきたいと思います。

その上で、能登半島地震の発生や南海トラフ地震への危機感の高まり、台風や線状降水帯による風水害の激甚化など昨今の動きをふまえ、女性の視点に立った災害対策と TAMA 女性センターが果たすべき役割について取り上げ、意見を述べるものです。

まず問題点として、現在、災害対策の所管部署である防災安全課に女性職員が一人も配置されていない状況が挙げられます。こうした状況は、災害時の避難所運営や、平常時の備蓄管理において、女性のニーズに気づかないことや、女性が声を上げにくい状況を生んでしまうなど、さまざまな問題が生じることが懸念されます。市内の女性消防団や地域防災組織の女性メンバーと連携し意見をいただくことで、災害時の備蓄等について女性の視点や意見を取り入れる等の工夫を行っていることについては一定程度評価できますが、やはり災害時だけでなく、日常業務においても女性職員の配置は必須と考えますので、優先的に取り組んでいただくことを要望します。

また、市は「多摩市地域防災計画」に基づき、民間事業者・他自治体と多くの協定を締結しています。地震、風水害等の大規模災害が発生した際に、応急・復旧活動を行政だけで対応することは非常に困難であるため、こうした災害時の協力関係を確立しておくことは大変重要です。加えて、市民向けの「避難所運営マニュアル」を作成・公開していますが、その中で、被災時における緊急対応だけでなく、日ごろからの地域コミュニティの形成が重要であることが述べられています。その上で、緊急時には特に運営の主体が男性に偏る傾向もあるため、日ごろから避難所運営協議会など中心メンバーに女性の参画があることが望ましいと示されているのは大変重要な視点です。

広域連携による他の地域の災害に対する積極的な支援の際にも、市民向け防災マニュアルの中にも、女性の視点を加えることを意識していただくためにも、女性センター側からも積極的に防災安全課の取組に対し意見を伝え、協力しあえる関係を築くことが望まれます。

女性センターと防災安全課の連携という点では、市民向けの防災講座や市民防災リーダー育成研修についても、今まで以上に男女平等参画の視点を盛り込み、女性の参加者を増やしていくことが望まれます。現状では、防災安全課主催の市民防災講座に女性セ

ンターが共催するとともに、女性センター主催の防災講座には防災安全課が共催するなど、相互連携の動きが生まれていると伺いました。今後もこうした連携を続けていただき、特に、女性センター主催の防災講座については、女性向けの講演や研修といったテーマから一歩先へ進み、例えば「男性のための、女性視点にフォーカスした防災講座」など、男性の参加を促し、被災時に浮き彫りとなる男女格差や男女間の意識の相違を日ごろから埋めていくような展開も求めるところです。

地域組織の中心メンバーやリーダーとして女性が活躍することは、災害対策の視点に限らずとても重要なことです。多摩市は、昔から地域活動の中心に女性が多いという特徴があり、例えば地域の青少年に関する活動を行う「青少年問題協議会地区委員会」などは、会長の多くが女性であり、役員等の中心メンバーにも女性が多く参画していると同いました。

こうした活動的な女性が地域社会の中心となり活躍していることは、大変誇らしいことですが、一方で、分野によってはまだまだ男性中心であることは、前項②でも指摘したとおりです。また、令和6年3月7日付で市長に対して提出した「困難な状況にある女性への横連携による支援に関する提言」のなかで言及したように、少子化・高齢化の進行や価値観の多様化などにより、これまで地域を支えていた担い手・支え手が減少しており、地域・市民活動を担っていく、女性を含む新しいリーダーの育成が喫緊の課題になっています。審議会としては、こういった地域における女性参画の推進に関しても、女性センターの持つ役割は大きいと考えます。

どんな分野でどんな人が活躍しているのか、多摩市の人材のリソースを把握し、その上で、特に女性の参画が少ない分野へのアプローチとして、例えば、女性センター主催事業において、単に参加して終わりとするのではなく、女性センターの活動を通じて地域活動のリーダーとなれるような女性を輩出していくような仕組みを作り、どの分野でも一定数の女性が参画し活躍できるよう取り組んでいただきたいと思います。

女性センターには、困難を抱える女性への支援とエンパワメントにとどまらず、地域の中心となって推進力を持つような女性リーダーの育成や、新たな人材の掘り起こしとネットワークづくりを積極的・自発的に行い、社会を率いる女性を多摩市から生み出すという使命を自覚し、前進していただくとことを期待します。

【主な関連事業・施策】

基本目標2－課題3－施策（1） 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進

基本目標2－課題3－施策（2） 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進

3 最後に

行動計画の3年目である令和5年度の行動計画全事業の推進レベルの平均値は「8.6」でした。令和4年度の推進レベルの平均値は「8.2」であり、プラス「0.4」ポイントとなりました。「委員会・附属機関等の女性委員割合」についても、長年横ばいの状態が続

いていましたが、所管の努力もあり、改善が見られたことは評価できます。

多摩市がホストタウンとなっているアイスランドは、男女平等ランキングで 15 年連続世界第 1 位の国です。男女平等にむけてアイスランドが大きく前進する契機となったのは、1975 年、「女性の休日」という、女性の労働力がどれほど不可欠であるかを証明するために、女性人口の 90% が参加したストライキであることがよく知られています。第 1 回審議会では市長からも、アイスランドは、女性がきちんと発言ができる、そして女性が社会で当たり前活躍している国であり、多摩市もアイスランドを見習い、先駆的な自治体として、市民の皆さんとともに男女平等を実現していきたいという決意が語られました。

審議会としましても、こうした市長の想いを受けて、多摩市の男女平等参画が一步一步着実に前進するよう後押ししていきます。市におかれては、本審議会からの評価を踏まえ、「女と男がともに生きる行動計画」の目標達成に向けて、引き続き全庁的に取組を進められるよう期待しています。